

居宅介護支援重要事項説明書

1・居宅介護支援事業所旦島調剤薬局の概要

(1) 所在地：郵便番号502-0926 岐阜市旦島一丁目6番13号

(2) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

介護保険指定番号：2170100503

サービス地域：岐阜市、瑞穂市、本巣市（但し、根尾地区は除く）及び北方町

(3) 同事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名

(4) 営業時間

月曜日より、金曜日まで 午前9時～午後5時

土曜・日曜・祝日および8月13日～8月15日、12月29日～1月3日
は、休業します。

2・当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：058-296-3577（午前9時～午後5時）

担当介護支援専門員：佐曾利茂之／加藤小春

3・居宅介護支援の提供方法および内容（利用割合含む）：契約書のとおり

4・利用料金

（1）利用料

・利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。

ただし、要介護度についての認定を受けられた場合には、介護保険制度から全額給付されますので、ご自分で負担される必要はありません。

・保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額をご利用者様から直接頂戴し、あわせて事業所よりサービス提供証明書を発行させていただきます。（後日、ご利用者様から市区町村の窓口にこのサービス提供証明書をご提示されると払い戻しされます。）

（2）交通費 前記1の（2）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

（3）解約料 利用者が契約を解約した場合、一切料金はかかりません。

5・その他

認定決定前の各種の介護サービスについては、申請日にさかのぼって利用できます。但し、自立と認定された場合は、全額自己負担になります。

認定取得後、何らかの介護サービスを受けている間に、利用者が介護施設に入所 又は、病院に入院された場合は、当事業所まで一報下さる様お願いします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県岐阜市旦島一丁目6番13号
名称 指定居宅介護支援事業所 旦島調剤薬局

説明者 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 印

氏名 印

(家族又は代理人) 住所 印

氏名 印